

# 随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 25 日

契約担当課名	社会教育課
発注担当課名	社会教育課
契約名称	国登録有形文化財建造物旧羽室家住宅 追加家屋調査
契約内容	史跡原田城跡急傾斜地崩壊防止対策工事にかかる国登録有形文化財旧羽室家住宅への施工前・後の家屋調査
契約締結日	令和 7 年 (2025 年) 4 月 25 日
及び契約期間	令和 7 年 (2025 年) 4 月 25 日～令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社中央クリエイト 関西支店 (大阪市淀川区西中島 1-15-2)
契約金額	1,016,400 円 (税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号に該当)</p> <p>本調査は、「市史跡原田城跡急傾斜地崩壊防止対策工事」による「旧羽室家住宅」への影響の有無を調べるために、施工前後で家屋調査を実施するものです。</p> <p>調査にあたっては、工事に付随して実施している「市指定史跡原田城跡土砂災害警戒区域対策事業家屋調査」の受託業者である株式会社中央クリエイト 関西支店に本業務を委託することで、履行期間が短縮されるとともに、経費が節減されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき契約するものであります。</p>